

## 知事における個人情報の保護に関する法律施行細則の改正について

### (1) 概要

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条第 1 項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に係る手続について、令和 8 年度より電子情報処理組織（e-kanagawa 電子申請システム）による電子申請及び電子納付を導入することに伴い、知事における個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「細則」という。）における写しの送付に要する費用の納付方法に係る規定を一部改正するものである。

### (2) 改正内容

個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 28 条第 4 項において、保有個人情報開示請求の手続における、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付に要する費用については、「当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない」と規定している。

知事においては、従前、細則第 10 条により、当該納付方法を郵便切手に限定していたが、保有個人情報開示請求の電子申請を開始することに伴い、郵便切手相当額の電子納付を可能とすることから、郵便切手に加えて「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第 76 条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法」を追加する。

### (3) 施行期日

令和 8 年 5 月 1 日